

第5次成田市男女共同参画計画策定支援業務の受注者選定方針

1. 目的

この方針は、受注者を選定するための基本的な方針を定めたものであり、その評価基準を明らかにし、企画提案方式の公平性、透明性を確保するために定めるものである。

2. 受注者に求める基本的な資質

業務にあたって、本業務の意図及び目的を十分に理解しているとともに、専門的知識や時代の変遷に的確に対応した新たな取り組みや発想など、総合的視野に立った情報収集能力、折衝能力、提案能力等を有することを望むものである。

3. 評価の実施

評価については、第5次成田市男女共同参画計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、第一次評価、第二次評価を行う。

(1) 第一次評価

第一次評価は書類審査とし、提出された書類を基に、事務局が評価基準に基づき審査する。提出者が4者以上のときは、評価得点の高い者から順に第二次評価に進出する3者程度を選定する。ただし、提出者が3者以下の場合は、全提出者を第二次評価に進出させることとする。

(2) 第二次評価

第二次評価は、プレゼンテーションによる評価を行う。

プレゼンテーションにおける提出者の持ち時間は25分以内とし、概ね15分程度の企画提案と10分程度の質疑時間を設けるものとする。なお、提出者が1者であっても、第2次審査は行う。

委員会は、提出者のプレゼンテーション及び質疑応答等について、別紙「プロポーザル評価基準（第二次評価）」に基づき評価を行い、評価得点の高い者から順に順位を決定する。

4. 選定

(1) 第二次評価により決定された評価順位が第一位の者を優先交渉権者として確定する。

(2) 提出者が1者のみの場合、第二次評価から審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提出者を優先交渉権者として確定する。
6割に満たない場合又は提出者がいない場合には、再度公募を実施する。

(3) 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提出者を優先交渉権者とする。